

○徳島大学情報セキュリティ管理規則

平成14年9月20日

規則第1727号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学（以下「本学」という。）の情報セキュリティの管理について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 情報セキュリティの管理は、本学が行う学術研究、教育活動及び法人事務に用いられる情報資産を適正に管理運用するための情報資産のセキュリティを確保することを目的とする。

(情報セキュリティの管理)

第3条 この規則における情報セキュリティの管理とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 情報セキュリティ計画に関すること。
- (2) 徳島大学情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）の策定及び運用に関すること。
- (3) その他情報セキュリティ及び情報システムに関し必要な事項

(組織)

第4条 第2条に定める目的を達成するため、本学に次の職員を置く。

- (1) 最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）
 - (2) 全学情報セキュリティ責任者（以下「CISO補佐」という。）
 - (3) 基幹情報セキュリティ責任者
 - (4) 部局情報セキュリティ責任者
 - (5) 情報セキュリティ監査責任者
- 2 CISOは、徳島大学情報戦略室長をもって充て、本学の情報セキュリティに関する事項について統括する。
- 3 CISO補佐は、情報センター長をもって充て、CISOを補佐し、ポリシーに従い、本学の情報セキュリティ対策について統括する。
- 4 基幹情報セキュリティ責任者は、CISOが指名する情報センターの職員をもって充て、対外接続ネットワーク及び基幹ネットワークのセキュリティ対策について統括する。
- 5 部局情報セキュリティ責任者は、次の各号に掲げる者をもって充て、ポリシーに従い、当該部局の情報セキュリティ対策について統括する。
- (1) 各学部から選出された教員 各1人
 - (2) 先端酵素学研究所、ポストLEDフォトンクス研究所、病院及びキャンパスライフ健康支援センターから選出された教員 各1人
 - (3) 教養教育院及び徳島大学学則（昭和33年規則第9号）第4条に定める共同教育研究施設

等のうち、CISOが必要と認めた部局から選出された教員 各1人

- (4) 総務部総務課長
- (5) 学術情報部図書情報課長及び情報企画課長
- (6) その他CISOが必要と認める者

6 情報セキュリティ監査責任者は、CISOが指名する職員をもって充て、ポリシーに従い、情報セキュリティ及び監査業務全体を統括する。

(委員会)

第5条 情報セキュリティの管理に関する事項は、徳島大学情報化推進委員会において審議する。ただし、ポリシーの策定及び運用に関する事項は、情報戦略室会議において審議する。

(情報セキュリティインシデントへの対応)

第6条 情報セキュリティインシデント（意図的又は偶発的に生じる情報セキュリティを侵害する事件又は事故をいう。）に対応するため、本学に徳島大学情報セキュリティインシデント対応組織（以下「徳島大学CSIRT」という。）を置く。

- 2 徳島大学CSIRTは、第4条第1項第2号から第4号までに掲げる者及び情報センターの職員及びその他CISO補佐が必要と認める者をもって組織する。
- 3 徳島大学CSIRTは、情報センターに設置する。
- 4 情報セキュリティインシデントのうち、特に重大なものに対応するための組織として、本学に徳島大学情報セキュリティ危機管理本部を置くことができる。
- 5 徳島大学CSIRT及び徳島大学情報セキュリティ危機管理本部について必要な事項は、CISOが別に定める。

(事務)

第7条 情報セキュリティの管理に関する事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、情報セキュリティの管理運用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年9月20日から施行する。

附 則（平成14年12月20日規則第1734号改正）抄

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日規則第1810号改正）

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則の各条による改正前の各規則の規定により各附属病院から選出された委員である者は、改正後の各規則の規定に基づき選考されたものとみなし、その任期は改正前の各規則に基づく任期を引き継ぐものとする。

附 則（平成16年3月19日規則第1867号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第103号改正）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日規則第160号改正）

この規則は、平成17年3月26日から施行する。ただし、第6条第1項第5号の改正規定は平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第123号改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月16日規則第42号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第73号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日規則第25号改正）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年1月10日規則第36号改正）

この規則は、平成20年1月10日から施行する。

附 則（平成20年3月21日規則第75号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月26日規則第36号改正）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日規則第32号改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第1号改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第4号改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月16日規則第32号改正）

この規則は、平成22年7月16日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成24年3月21日規則第45号改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第109号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月17日規則第49号改正）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日規則第87号改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日規則第64号改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日規則第39号改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第78号改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第89号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月17日規則第39号改正）

この規則は、令和2年12月17日から施行する。